

中国税関関連知識に関するご紹介

トマック
2015年5月5日

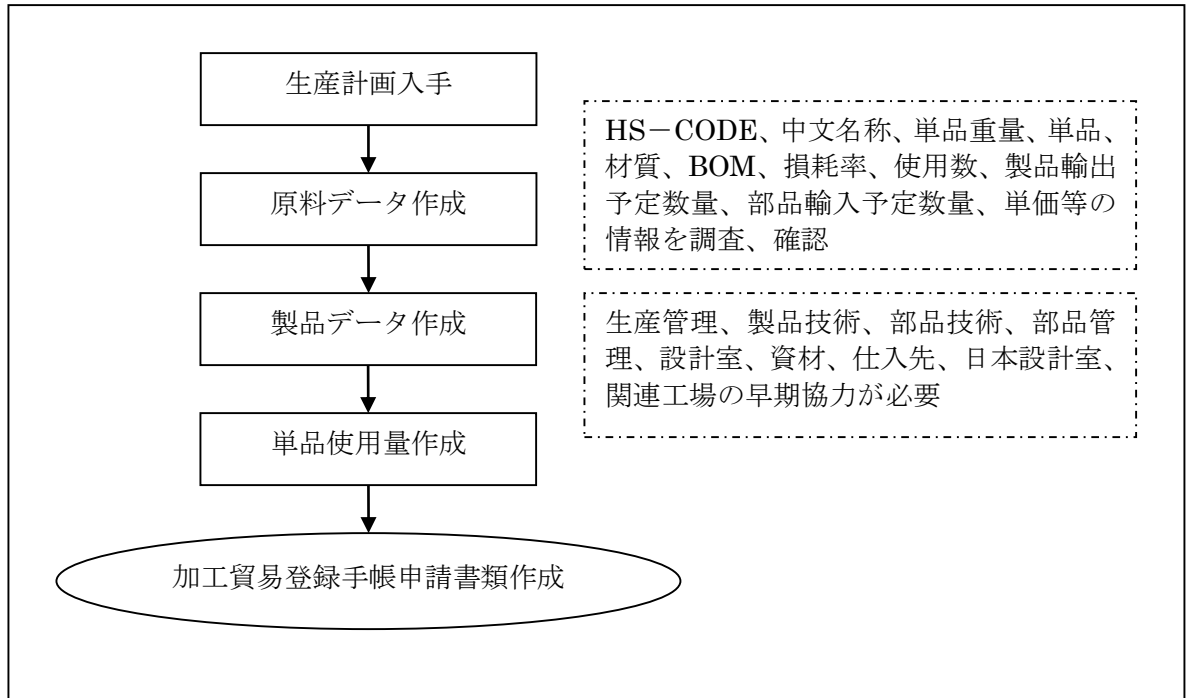
一、 加工貿易

1. 一般に加工貿易とは、原材料を海外より輸入し、それを加工して製品にした後、再び海外へ輸出する貿易形態を指す。加工貿易は主に進料加工と来料加工の2種類がある。
2. 進料加工とは、輸出入業務取り扱い権（対外貿易権）を有する中国内登記企業が、原材料や部品等を有償輸入し、代金を外貨で対外支払いする。加工後の製品、半製品を国外に輸出し、輸出代金を受領する。外資系企業が行う加工貿易には、この進料加工がほとんどである。この方式は、部品・原材料の購入元や、製品の販売先における制約はない。
3. 来料加工とは、輸出入業務取り扱い権（対外貿易権）を有する中国内登記企業が、原材料や部品等を無償輸入し、加工生産後の製品を、すべて加工契約相手先へ輸出するという加工貿易形式のことである。部品・原材料の無償供給者と製品の輸出相手先は、海外に所在する同一企業である。
4. 規定上「来料加工」と「進料加工」は、税関に登録した期限内に加工品を輸出すれば、関税・増値税は免税である。免税貨物なので、税関より厳しく監督され、勝手に免税原料、または免税原料を使って製造した製品を移動してはいけない。また、国内購入貨物と免税輸入貨物も分けて管理しなければならない。

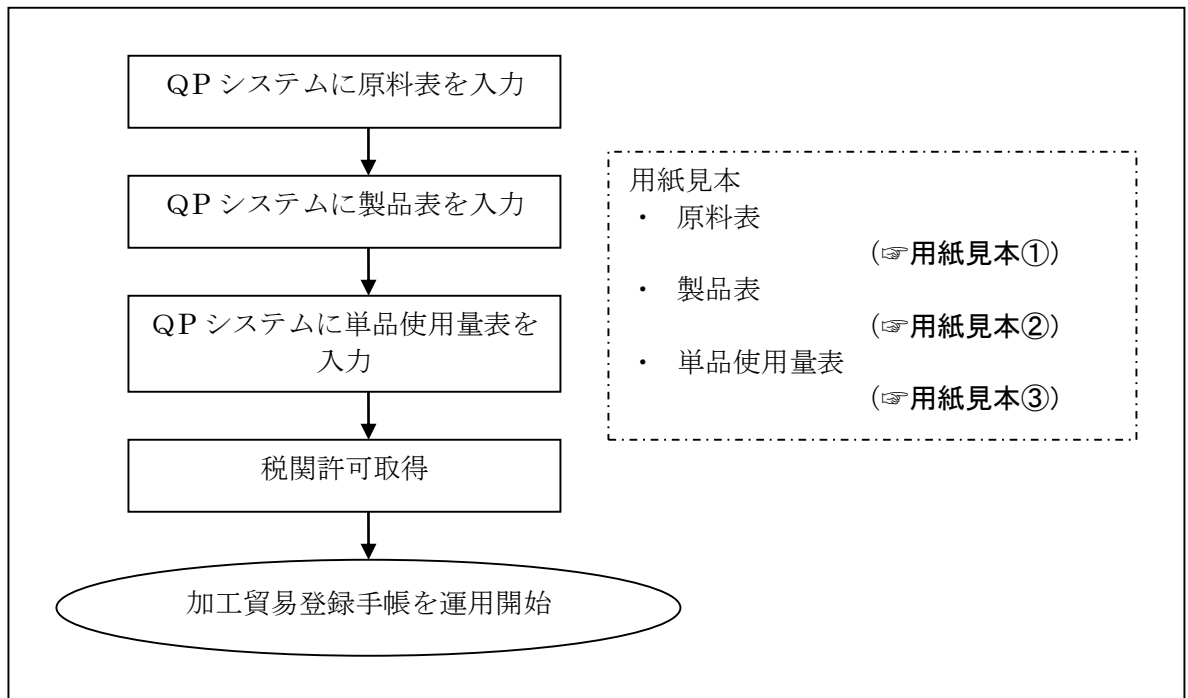
二、 保税加工貿易手帳

1. 加工貿易契約締結後、1ヶ月以内に、加工企業は、所轄税関へ加工契約内容を登録し、登記手冊（進料加工の場合：【中国税関対外商投資企業履行産品出口合同所需進口料件加工復出口登記手冊】）を取得しなければならない。この登記手冊に登録・記載された資材・部品、及び製品リストの範囲内（品目・数量）で、免税にて輸出入することが出来る（自社事業限定の輸出入権）。申請から取得まで、概ね2週間程度が必要。地域により異なるが、免税原材料・製品数量データを税関保有のデータベース（サーバー）で一元管理する方式も徐々に拡大している（電子手冊）。
2. また、現行の免税加工手冊の有効期限は最長1年間程度であるが、電子手冊の場合は、登録枠を使い切るまでが有効期限となる。
3. 加工貿易登録手帳の作成に関して

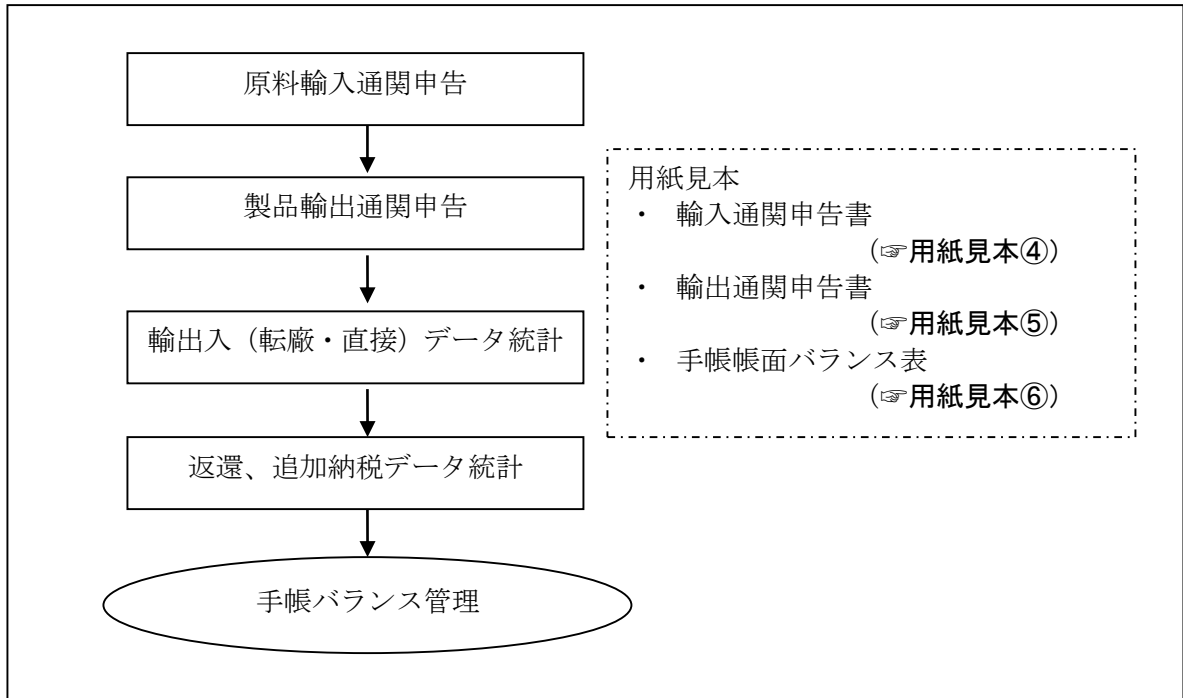
社内準備



税関への申請



4. 加工貿易手帳の運用に関して



三、銀行手帳保証制度に関して

加工貿易の場合、輸入原材料や生産設備に対する輸入関税や増値税が課されない代わりに、本来は、当該保税・免税貨物の監督官庁である税関当局に対して、荷受人が保証金を納付する必要がある。

しかし、企業の資金的負担が大きい等の理由により、保証金納付に代えて、税関指定の中国銀行支店において発行（銀行が加工貿易企業の信用を基に、保証金の担保者となる）する銀行保証台帳で、輸入原材料と輸出製品の照合をさせ管理する制度です。

税関による企業分類ランクや、産業分類等により、実際の関税・増値税額相当の担保金を輸入申告毎に税関に納付するか、帳簿上での処理になるか等が異なる。（実転・空転と、呼ばれている）

税関総署 219 号令第十五条規定、次の各号に掲げる事由があれば、税関は経営企業に手帳開を設時する時に、税金と相当する保証金、銀行、非銀行金融機構保証書を要求することができる。

- 1、工場、或いは設備は賃貸している。
- 2、加工貿易業務を初めて行う場合。
- 3、加工貿易手帳を二回以上延期す。
- 4、違う管轄税関で加工貿易手続きを行う。

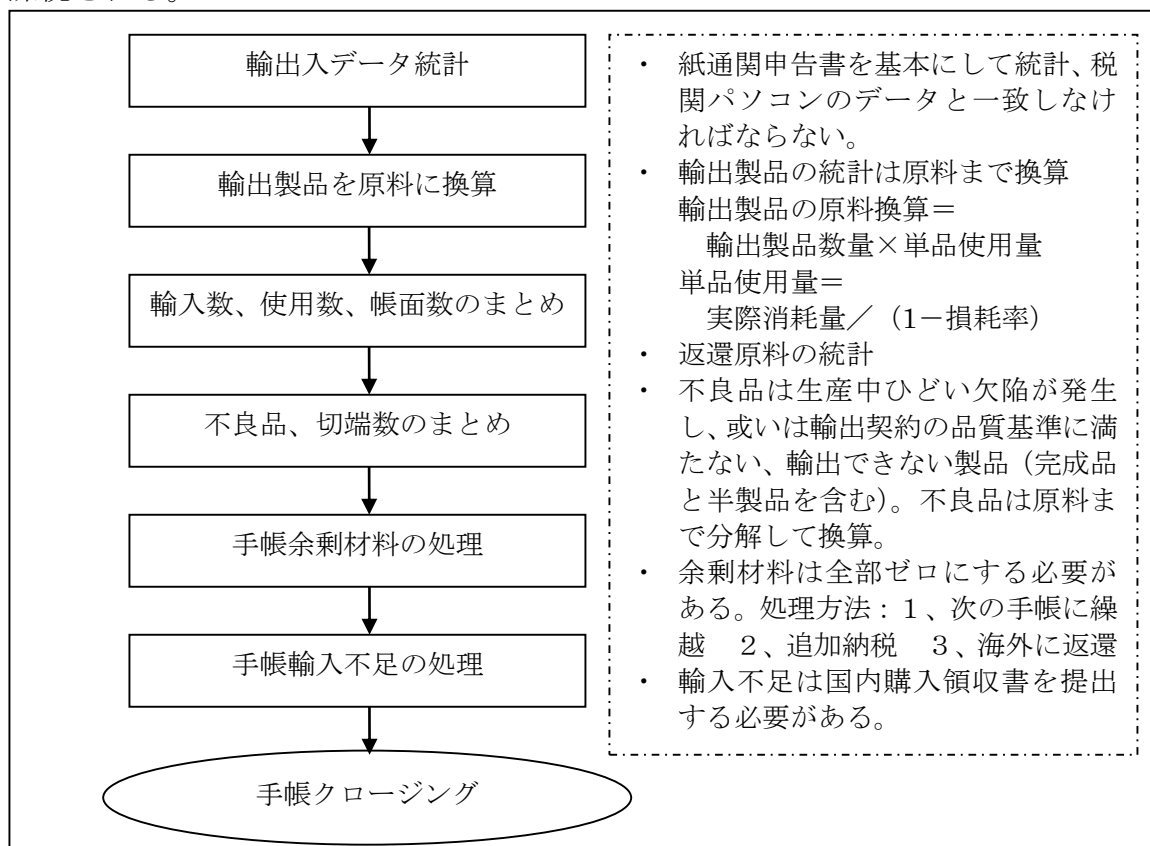
- 5、規定違反容疑があり、税関より立案調査され、案件はまだ審決が終わっていない。

四、クロージング(照合抹消手続き)

クロージングとは、加工貿易企業は加工貿易手帳に基づいて、輸入された原材料・部品が加工後、全量輸出されているかどうかなどをチェックするための手続きである。企業は輸入、加工、輸出、追加納税等の税関手続きを完了後、『加工貿易手帳』、『輸出入専用通関申告書』等の有効データを税関に提出して、税関は手帳の輸出入状況、単品使用料状況を確認して、確かに関係法律、行政規定を満足していること認めて、税関監督解除を行う手続きです。

加工貿易企業が、加工契約毎の製品を全て輸出した後、法定登録地の所轄税関に、輸入原材料、輸出製品の数量・金額や余剰端材の有無などの照合手続きのこと。余剰材料があれば、次の手帳に繰り越すか、追加納税、単品使用量の修正で処理する。輸入不足があれば、国内領収書で、単品使用量の修正で処理する。

契約毎、すなわち、免税加工手冊毎に行われる。契約期限満了、又は、最後の完成品が輸出された後、1ヶ月以内に、行われなければならない。2ヶ月以上遅延の場合は、当該抹消手続き不履行となり、当該加工貿易契約により、免税優遇措置を利用し輸入された原材料全てに対しての輸入関税・増値税、及び滞納利息が課税される。



五、企業信用管理制度に関して

税関は以前、「企業分類管理方法」で企業を A、B、C、D で分類管理している。2014 年 12 月 1 日より、税関は「企業信用暫行方法」で企業を「信用失う企業」、「一般信用企業」、「高級認証企業」に分けて管理する。

「信用失う企業」（下記の何れに該当する場合）

- 1、密輸犯罪あるいは密輸行為がある
- 2、一年内に税関管理監督規定を違反する回数は前年度の通関申告件数の 0.1% を超える場合。また税関より行政処罰金額は 10 万元以上の案件は二件以上。或いは税関より処罰される金額は 100 万元以上。
- 3、税金、罰金の支払いを延滞
- 4、前四半期の通関ミス率は全国同期通関ミス率の 1 倍以上。
- 5、現地確認より、企業の登記情報は実情と一致しない、企業と連絡できない。
- 6、税関法律により通関業務を取り締まれた。
- 7、密輸、税関監督を違反、税関調査を協力しない
- 8、税関、他企業の名義を利用して不当利益を獲得する。
- 9、ごまかし、企業信用情報を偽造する。
- 10、他に税関は信用を失ったと認定する状況。

「一般認証企業」（下記の何れに該当する場合）

- 1、初回登記企業
- 2、信用失った企業の状況に該当しない
- 3、税関は決めた標準に基づき評価する

「高級認証企業」

税関は決めた標準に基づき評価して、点数に満たしてたら高級認証企業になる。。

六、機電製品輸入の管理方法

機電製品とは、機械設備、電気設備、交通運輸車輛、電子・電気製品、計測器およびその部品、素子・デバイスを指す。中国は 2002 年 1 月より同弁法を実施、HS コードにより「輸入禁止」・「輸入制限」・「自動許可」の 3 分類に分け、その輸入を厳しく管理している。該当した場合は、輸入不可もしくは所定の手続を取らなければ中国での輸入が出来なくなる。2008 年 4 月 7 日「機電製品輸入管理方法」を改めて発行した。

輸入禁止の機電製品は主に中古製品。ボイラー、バーナー、医療用具・機器、ゲーム機、エンジン、車輛など約 70 項目。

自動輸入許可の機電製品は多岐に渡り、800 を超える HS コードが該当する。自動輸入許可管理の機電製品は商務部、税関総署により制定される。輸入者は商務部もしくは地方対外経済貿易主管部門の機電弁公室に対し「自動輸入許可証」を申請・取得した後、通関手配をしなければならない。自動輸入許可とは、申請に対する承認

が全ての場合に与えられる輸入許可(申請書類・内容に不備がある場合を除く)で、かつ制限的効果をもたらすような方法で運用することの無いものを指す。

七、国内販売

加工貿易取引の下で輸入された原材料・部品を使用して加工された完成品は、原則100%海外へ輸出する必要があるが、主管部門から許可を取得すれば一部中国国内で販売可能する事も可能である。

その際は保税状態であった輸入原材料・部品について輸入税、及び納税遅延分の利息を納める必要がある。また、その原材料・部品が輸入制限対象製品であった場合は輸入許可証を取得、税関に提出しなければならない。

○国内販売集中通関

保税加工貨物国内販売“集中通関”は企業税関の批准により、市対外経済貿易部門は制定する“加工貿易保税輸入原料国内販売批准証”の範囲で先に保税原料と製品を国内販売でき、また国内販売当月に(15日迄)集中通関の国内販売追加納税手続きを行わなければならない。

企業は“国内販売集中”を申請→管轄税関にて批准を取得→国内販売→国内販売集中通関申告手続き。

国内販売集中通関の担保に対して、税関は保証金と銀行保証書の二つ方法を採用している。

- 1、ネット連結企業と非ネット連結の高級認証企業は担保が要らない。
- 2、非ネット連結の一般認証企業は、 $\text{税関保証金金額} = \text{企業計画国内販売金額} \times \text{レート} \times \text{総合税率} (22\%) \times 50\%$
- 3、 $\text{企業計画国内販売金額} = \sum \text{企業計画国内販売原料(製品)数量} \times \text{手帳原料(製品)の登録単価}$ 。(登録時すでに払った制限類商品の保証金は二重払う必要がない)

企業は下記の状況があれば、国内販売集中通関をしてはいけない

1. 密輸販売、規定違反、税関より立案、偵察、案件があつて未終了の場合
2. 管理が混乱で税関より改正され、改正中の場合。
3. 企業は期限が切れて未クロージングの手帳がある。企業有逾期未報核加工貿易手冊的；
4. 税関は管理リスクが大きいと思う企業。